

テレワークに関する府省連携について

令和7年6月20日

総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・内閣官房・内閣府・デジタル庁・環境省

1. 関係府省の役割分担

- (1) 総務省は、ICT活用による社会変革実現の観点から、テレワーク導入による働き方改革を推進するとともに、とりまとめの主務官庁の役割を担う。
- (2) 厚生労働省は、多様な働き方の実現の観点から、雇用面におけるテレワーク導入支援や普及啓発に努める。
- (3) 経済産業省は、企業価値向上の観点から、テレワークの導入拡大による生産性上昇や経営改革の推進に努める。
- (4) 国土交通省は、都市部への人口・機能の過度の集中による弊害の解消と地域活性化等の観点から、テレワークの普及・促進への取組を実施。
- (5) 上記4省は、関係府省及び（一社）日本テレワーク協会をはじめ産学との連携の下、テレワークの普及啓発に努める。
- (6) 内閣官房、内閣府、デジタル庁及び環境省は、上記4省と連携し、ワークライフバランスの実現、国家公務員のテレワーク推進、地方創生テレワーク、業務継続性の向上、デジタル化・DX、脱炭素につながる働き方等を推進する。

2. 関係府省連絡会議の開催

テレワークに関する府省連携を強化するため、関係府省連絡会議を開催し、テレワーク推進に向けた各府省の取組の共有や連携施策の検討・推進を行う。

(事務局：総務省情報流通常行政局地域通信振興課)

構成員は、以下のとおりとする。

(政務)

総務省： 総務副大臣 （議長）
厚生労働省： 厚生労働副大臣
経済産業省： 経済産業副大臣
国土交通省： 國土交通副大臣
内閣府： 副大臣（地方創生担当）
環境省： 副大臣

(事務)

内閣官房： 内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁）

内閣審議官（内閣人事局）
内閣府： 官房審議官（男女共同参画局担当）
地方創生推進室次長
デジタル庁： 戦略・組織グループ 審議官
総務省： 大臣官房総括審議官（情報通信担当）
厚生労働省： 大臣官房審議官（雇用環境、均等担当）
経済産業省： 官房審議官（ＩＴ戦略担当）
国土交通省： 官房審議官（都市担当）
環境省： 大臣官房審議官（地域脱炭素推進審議官グループ・地球環境局担当）